

宝塚市居宅介護支援（介護予防支援）事業者 集団指導

令和 7 年(2025 年) 5 月 2 2 日

17 : 00～17 : 30

宝塚市役所 4 階 大会議室

次 第

- 1 開会・挨拶 宝塚市健康福祉部介護保険課長
- 2 説明事項
 - 1) 令和 6 年度運営指導における指摘事項について
 - 2) 人員・運営基準上の留意事項について
 - 3) 高齢者虐待防止について
 - 4) 介護予防支援及び介護予防・日常生活支援総合事業について
 - 5) 指定更新申請・変更届等の手続きについて
 - 6) その他連絡事項

1 令和6年度運営指導における指摘事項について

(1) 業務継続計画の策定等 **【※R6. 4月から義務化、R7. 4月から未策定減算の適用あり】**

内容→計画策定、計画に従った措置の実施、介護支援専門員への計画の周知、研修及び訓練の定期的な実施、計画の定期的な見直し(変更)

□ 計画の内容

「感染症」と「災害」にかかる業務継続計画

「平常時の対応」と「緊急時の対応」

他施設及び地域との連携(災害時)

□ 研修及び訓練

研修(年1回以上)→業務継続計画の内容を職員間で共有、平常時/緊急時の対応を確認

訓練(年1回以上)→シミュレーション(役割分担の確認等)

※研修・訓練を実施したときは記録を作成(日時・参加者・実施内容)してください。

注意！)業務継続計画未策定減算

→感染症若しくは災害のいずれか、または両方の業務継続計画が未策定の場合や、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合に減算の対象となる。

(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための措置 **【※R6. 4月から義務化】**

内容→委員会開催(6か月に1回以上)、結果の介護支援専門員への周知、指針の整備、研修及び訓練の定期的な実施(年1回以上)

※委員会の開催、研修・訓練の実施にかかる記録を作成(日時・参加者・実施内容)

(3) 虐待の防止 **【※R6. 4月から義務化及び未実施減算の適用あり】**

内容→委員会開催、結果の介護支援専門員への周知、指針の整備、研修の定期的な実施(年1回以上)、担当者の設置

※新規採用時には必ず虐待防止のための研修を実施

※委員会開催、研修の実施記録を作成(日時・参加者・実施内容)

注意！高齢者虐待防止措置未実施減算

→高齢者虐待が発生していない場合においても、虐待の発生またはその再発を防止するための全ての措置(委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者の設置)の一つでも講じられていなければ減算の対象となる。

注意！委員会や研修を法人内の他のサービス事業所と合同開催する場合

→委員会の構成員に事業所の職員が誰も入っていないのは×

→研修に事業所の職員が誰も参加していないのは×

→委員会や研修を合同で開催する場合は、参加した各事業所の従事者と、実施したことの内容等が記録で確認できるようにしておいてください。

(4) 運営基準に関する留意事項

□運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」を規定(令和6年4月1日から義務化)

□ 重要事項のウェブサイトへの掲載（令和7年4月1日から義務化）

ウェブサイト＝法人のホームページ又は「介護サービス情報公表システム」への掲載・公表

（5）報酬、ケアプラン作成に関する留意事項

□ サービス担当者会議

→ やむを得ずサービス担当者会議に参加できない事業所に対しては事前に照会を行い、照会結果の記録を保存するとともに、会議の席上にて他サービス事業所との情報共有を行うこと。なお、運営基準上必須となるサービス担当者会議において上記に該当する場合は、出来る限りの調整を行ったがやむを得ず照会とせざるを得なかった理由について確認ができるよう、経緯を記録に残すこと。

□ 福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の居宅サービス計画への反映

→ 貸与と販売の選択ができることとなった福祉用具については、利用者に対し、貸与または販売のいずれかを選択できることや、それぞれのメリット及びデメリット等の情報提供を行うとともに、医師やリハビリテーション専門職等からの意見聴取が必要である。居宅サービス計画には品目を正しく記載し選択制の福祉用具であるのか、そうでないのかが判別できるようにすること。また、選択制の福祉用具の場合は、その選択を行った理由が明確に分かるように経緯を記録に残すこと。

□ 入院時情報連携加算

→ 入院時情報連携加算（Ⅰ）は利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、同加算（Ⅱ）は翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供している場合に算定することができる（令和6年4月から算定要件が変更）。

参考《運営指導・ケアプラン点検における指導事例》

○ アセスメントについて

- ・課題分析標準項目を網羅できていない。
- ・利用者の解決すべき課題の把握（アセスメント）又はその結果の記録が不十分。

○ サービス担当者会議について

- ・計画の新規作成、ケアプランの変更の際に、サービス担当者会議を行っていない。（軽微な変更とは認められない場合においても、軽微な変更とみなし一連の手続きが取られていない）
- ・居宅サービス計画原案に位置付けた全ての居宅サービス事業等の担当者からの意見を求めている。
- ・サービス担当者会議における検討内容が不十分である。
- ・照会による意見聴取となったサービス担当者会議において、やむを得ない理由が不明確（やむを得ない理由がある場合とは、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況により主治の医師等の意見を勘案して必要と認める場合のほか、開催の日程調整を行ったがサービス担当者の事由によりサービス担当者会議への参加が得られなかった場合等が想定される。
← 日程調整を行った記録、参加が得られない理由の記録がないものが多数散見される。）
- ・照会文書のみでの保管になっており、利用者等のニーズの共有化、目標やプランの共有化等、関係者間の共有について行われたかどうかの確認ができない。

2 人員・運営基準上の留意事項について

(1) 個人情報の適切な取り扱いの徹底について

市内介護サービス事業所において、利用者の個人情報漏洩(疑い)事案が発生しました。

個人情報の保護について、対策を徹底するようお願いします。

☐ 個人情報を取り扱う職員

→個人情報を取り扱う職員や権限、内容を必要最低限の範囲に限定すること。

☐ 記録用電子媒体の保管

→USB メモリ等の電子媒体は決められた場所に施錠した上で保管すること。

→盗難や紛失の場合に備え、暗号化やパスワードによる保護を行うこと。

☐ 個人情報の複製、送信、持ち出し等

→個人情報の複製、送信、持ち出し等は、必要最小限に限定すること。

→メール・FAX の誤送信や、添付ファイル誤りなどにも注意すること。

☐ 個人情報保護に関する研修の実施

→研修等により利用者の個人情報の保護に関する正しい知識と理解を深めること。

※利用者の個人情報の漏洩は、利用者本人の権利・利益に重大な損害が生じるだけでなく、事業者の信頼が大きく損なわれることになります。一度漏洩した情報は取り消すことが難しく、二次、三次の被害をもたらす危険性も有しています。

(2) モニタリングについて

☐ 居宅介護支援(要介護)

→1ヵ月に1回、利用者の居宅を訪問して実施(結果を記録)

☐ 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント(要支援・事業対象者)

→3ヵ月に1回、利用者の居宅を訪問して実施(結果を記録)

居宅介護支援は運営基準減算あり。

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントは減算適用なしですが、確実な実施を。

(3) 緊急時の対応について

利用者の安否不明の場合に対する備えをお願いします。

☐ アセスメントの「緊急連絡先」情報の定期的な確認・更新

☐ 独居、家族や近隣との関係が希薄など、状況の把握(緊急時の対応についてあらかじめ確認しておくなど)

☐ 事業所内における緊急時の対応方法の確認

(4) 管理者について

平成 30 年度の介護保険制度改正において、管理者は常勤で主任介護支援専門員の資格を有する者でなければならないことと定められました。なお、経過措置として、令和9年3月31日までの間は、令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用が猶予されます。

令和3年4月1日以降、新たに管理者となる者に対しては上記の措置は適用されず、いずれの事業所においても主任介護支援専門員でなければなりません。

ただし、急な退職などの不測の事態によって、すぐに主任介護支援専門員の確保をすることが著しく困難であるなどやむを得ない理由がある場合については、宝塚市（介護保険課）へご相談ください（理由と改善に係る計画を保険者（宝塚市）へ届出の上、要件の適用を1年間猶予）。

(5) 特定事業所加算について

令和6年度介護保険制度改正において、特定事業所加算算定要件の追加が行われました。

（老企第36号 第3の14）抜粋

（1）趣旨

特定事業所加算制度は、中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応や、専門性の高い人材の確保、医療・介護連携への積極的な取組等を総合的に実施することにより質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価し、地域における居宅介護支援事業所のケアマネジメントの質の向上に資することを目的とするものである。

（3）厚生労働大臣の定める基準の具体的運用方針

⑧(8)関係

多様化・複雑化する課題に対応するために、家族に対する介護等を日常的に行っている児童、障害者、生活困窮者、難病患者等、介護保険以外の制度や当該制度の対象者への支援に関する事例検討会、研修等に参加していること。なお、「家族に対する介護等を日常的に行っている児童」とは、いわゆるヤングケアラーのことを指している。

また、対象となる事例検討会、研修等については、上記に例示するもののほか、仕事と介護の両立支援制度や生活保護制度等も考えられるが、利用者に対するケアマネジメントを行う上で必要な知識・技術を習得するためのものであれば差し支えない。

⑫(12)関係

特定事業所加算算定事業所は、質の高いケアマネジメントを実施する事業所として、地域における居宅介護支援事業所のケアマネジメントの質の向上を牽引する立場にあることから、同一法人内に留まらず、他の法人が運営する事業所の職員も参画した事例検討会等の取組を、自ら率先して実施していかなければならない。

3 高齢者虐待防止について

令和 3 年度の法改正により、虐待の発生又は再発防止のため、必要な措置を講じなければならないこととなり、令和 6 年 4 月 1 日からは義務化となりました（未実施の場合は減算適用あり）。

本市では、令和 6 年度も市内事業所で高齢者虐待事案が発生しました。高齢者虐待、特に身体的虐待における暴力的行為は、高齢者虐待防止法での罰則のみならず、刑法上の「暴行」と同様であり、暴行罪や傷害罪などの一般の刑法が成立する内容です。

高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と判断することもできます。

以下の資料について、管理者のみならず、全職員が確認していただき、高齢者虐待防止の取り組みを行ってください。

1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待の定義等について

(1) 「高齢者」の定義

「高齢者」は「65 歳以上の者」と定義されている。

※「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 17 年法律第 124 号）（以下、高齢者虐待防止法）（第 2 条第 1 項）

(2) 高齢者虐待の類型（第 2 条第 5 項）

区分	内容
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
介護・世話の放棄・放任	高齢者を衰弱されるような著しい減食又は長時間の放置その他高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しい拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること。
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

(3) 「65 歳未満の者」に対する虐待の場合

高齢者虐待防止法の定義に従うと、形式的には 65 歳未満の者には適用されないことになるが、保護すべき必要があるという点においては 65 歳以上の者に対する虐待と変わらない。

介護保険法における地域支援事業のひとつとして、「被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業」の実施が義務づけられているが（介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 2 号）、介護保険法にいう「被保険者」は 65 歳以上の者に限られてはいない。（介護保険法第 9 条）

また、老人福祉法では、相談や措置の対象者を原則として「65 歳以上の者」と定義し、「65 歳未満の者であって特に必要があると認められる者」も措置の対象者に含めている。

なお、障害者虐待防止法が成立したことにより、平成 24 年 10 月 1 日より高齢者虐待防止法が一部改正され、養介護施設・事業所を利用する 65 歳未満の障害者については高齢者とみなし、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定が適用されることとなる。

2. 「養介護施設従事者等」の定義

「養介護施設従事者等」とは、老人福祉法及び介護保険法に規定される「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者となっている（第 2 条第 5 項）。これには、直接介護に携わる職員のほか、経営者・管理者層も含まれている。

「養介護施設」「養介護事業」に該当する施設・事業は次のとおり。

高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法 による規定	・老人福祉施設 ・有料老人ホーム	・老人居宅生活支援事業	「養介護施設」または「養介護事業」の業務に従事する者
介護保険法 による規定	・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター	・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業	

なお、老人福祉法の改正により、平成 18 年 4 月から有料老人ホームの対象が拡大した。

（老人福祉法第 29 条）

- ① 人数要件の廃止（改正前は 10 人以上）
- ② 提供サービス要件の拡大（「食事の提供」、「入浴、排せつ若しくは食事の介護の提供」、「洗濯、掃除等の家事」又は「健康管理」のいずれかの提供があれば有料老人ホームに該当する）特に、②については提供サービスを他へ委託して供与する場合であっても、または将来提供するという約束であっても該当することとされている。

このような要件に該当する場合には、届出がなされていなくとも、老人福祉法に基づく都道府県の立入検査や改善命令の対象となる。

届出をしなければ有料老人ホームに当たらないのではなく、有料老人ホームの定義に該当すれば届出をしなければならないこと、仮に届出がなくとも有料老人ホームに該当すれば老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に基づく立入検査や改善命令の対象となり、改善命令をしたときには、その旨を公示しなければならないこととされているため、届出の有無にかかわらず、適切な運営が行われるよう指導していただきたい

出典：平成 21 年 5 月 28 日付老振発第 0528001 号「未届の有料老人ホームの届出促進及び指導等の徹底について」

また、対象となる施設・事業所が「養介護施設」「養介護事業」に該当しない場合には、「養護者による高齢者虐待」として対応することが必要である。いかなる施設・事業所であっても高齢者虐待が疑われる場合には、法の趣旨に則り適切な対応を行うことが求められている。

「養介護施設従事者等」及び「養護者」の解釈について

有料老人ホームとしての届出の有無にかかわらず、老人福祉法に定める有料老人ホームに該当するものであれば、そこで業務に従事する者は養介護施設従事者等に該当するものであること、また養介護施設従事者等に該当しない場合であっても、法第 2 条第 2 項に規定する「養護者」に該当し得るものであることから、法第 11 条に基づく立入調査の実施など、適切な対応を行うことが必要である。

出典：平成 23 年 9 月 16 日付事務連絡『「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の適切な運用について』（厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室）

3. 虐待かなと思ったら・・・

訪問先や施設内等で「これって虐待かな」と思う事例があった場合には、介護保険課、若しくは高齢福祉課・地域包括支援センターへ通報・相談をお願いします。

連絡を受けた内容等については、必要に応じて、本人や養護者、施設等に聞き取り調査等を実施します。事実確認等の結果、虐待と認められる場合には、対象者等に必要な対策等を講じていきます。

なお、通報・相談いただいた個人が特定されないよう配慮いたします。

通報・相談先

【養介護施設従事者等による虐待】

宝塚市介護保険課 Tel：0797-77-2136

【養護者による高齢者虐待】

宝塚市高齢福祉課 Tel：0797-77-2068 もしくは最寄りの地域包括支援センター

※別紙 3-1 を参照。

虐待のない笑顔のまちづくりのために

こども虐待、高齢者虐待、^{がい}障害者虐待、相談通報 電話番号
気になることがあれば、早めに ご相談ください

2022 年 7 月現在

こども虐待 相談・通報

- ・児童相談所虐待対応ダイヤル 189
 - ・児童虐待防止 24 時間ホットライン TEL：(072)759-7799
 - ・兵庫県川西こども家庭センター TEL：(072)756-6633
 - ・宝塚市家庭児童相談課 TEL：(0797)77-9111
- 月～金（祝日、年末年始除く） 午前 9 時～午後 5 時 30 分

高齢者虐待 相談・通報

養護者（家族など）による虐待

1. 最寄りの地域包括支援センター

- ①小林地域包括支援センター TEL：(0797)74-3863、FAX：(0797)74-3922
 - ②逆瀬川地域包括支援センター TEL：(0797)76-2830、FAX：(0797)77-3461
 - ③御殿山地域包括支援センター TEL：(0797)83-1336、FAX：(0797)83-1337
 - ④小浜地域包括支援センター TEL：(0797)86-3707、FAX：(0797)83-1123
 - ⑤長尾地域包括支援センター TEL：(0797)80-2941、FAX：(0797)80-4110
 - ⑥花屋敷地域包括支援センター TEL：(072)740-3555、FAX：(072)740-5087
 - ⑦西谷地域包括支援センター TEL：(0797)83-5080、FAX：(0797)91-1300
- 月曜日から土曜日（日祝日、年末年始を除く）午前 9 時から午後 5 時 30 分
（※夜間・休日の通報のみ 24 時間対応可）

2. 市役所高齢福祉課

TEL：0797-77-2068 / FAX：0797-71-1355
月曜日から金曜日（午前 9 時～午後 5 時 30 分）
（※夜間・休日の通報先 TEL：0797-71-1141）

養介護施設従事者等（介護サービスのスタッフなど）による虐待

1. 市役所介護保険課

TEL：0797-77-2136 / FAX：0797-71-1355
月曜日から金曜日（午前 9 時～午後 5 時 30 分）



^{がい}
障害者虐待 相談・通報

養護者（家族など）による虐待

1. 宝塚市高齢者・^{がい}障害者権利擁護支援センター

TEL：0797-26-6828 / FAX：0797-26-6238

月曜日～金曜日（祝日及び 12 月 29 日～1 月 3 日除く）

午前 9 時～午後 5 時 30 分 （※夜間・休日の通報のみ 24 時間対応可）

2. 各地域の相談支援事業所

- | | | |
|------------|-------------------|------------------|
| ①ななくさ育成園 | TEL：070-2454-5868 | FAX：0797-26-7482 |
| ②コミセン希望 | TEL：0797-76-5800 | FAX：0797-76-5811 |
| ③ベルフラワー | TEL：0797-86-7666 | FAX：0797-83-1337 |
| ④スミレン | TEL：0797-86-5002 | FAX：0797-83-2766 |
| ⑤だんぼ | TEL：0797-91-6001 | FAX：0797-91-6001 |
| ⑥聖隷はぐくみ花屋敷 | TEL：072-740-5087 | FAX：072-740-5087 |
| ⑦コミセン希望 西谷 | TEL：0797-91-1950 | FAX：0797-91-1801 |
- 月曜日から金曜日（祝日、年末年始除く） 午前 9 時～午後 5 時 30 分

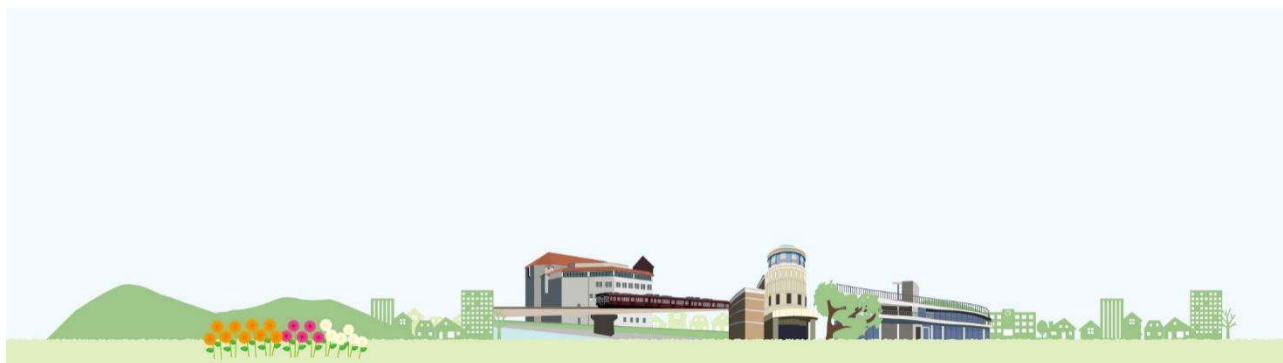
養護者（家族など）・施設従事者等による虐待

1. 市役所^{がい}障害福祉課 基幹相談支援センター

TEL：0797-77-2287 / FAX：0797-72-8086

月曜日から金曜日（祝日、年末年始除く） 午前 9 時～午後 5 時 30 分

（※夜間・休日の通報先 TEL：0797-71-1141）



4 介護予防支援及び介護予防・日常生活支援総合事業について

1. 介護予防支援について

総合事業の見直しに伴い、市が雛形を作成している『介護予防ケアマネジメント利用契約書及び重要事項説明書』が令和7年6月から改定されます。改定内容は以下の通りです。

- ・事業対象者への移行にかかる事項を追加
- ・介護予防ケアマネジメントBにかかる事項を追加

改定版の契約書・重要事項説明書（雛形）は、近日、市公式ホームページに掲載しますので、必要に応じて、ご利用ください。

2. 介護予防・日常生活支援総合事業について

本市では令和7年度により、介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）の大幅な見直しを行いました。見直しにあたり、以下の点を補足させていただきます。

（1） 認定更新時における基本チェックリストによる事業対象者への移行について【留意事項】

この度の総合事業の見直しにおいて、総合事業サービスの利用している要支援者は基本チェックリストにより事業対象者への移行していただく運用を開始しましたが、要介護（要支援）認定更新申請と基本チェックリストによる事業対象者への移行について、認定更新時に両方を実施することはできません。

（2） 総合事業通所型サービスの利用回数について

認定更新時における基本チェックリストによる事業対象者への移行において、要支援2の被保険者が事業対象者に移行した場合、通所型サービスの利用回数が減少してしまうため（週2回→週1回）、円滑な事業対象者への移行を促進する観点から、事業対象者の通所型サービスの利用について、週1回利用だけでなく、週2回の利用を可能としました。

※別紙4-1を参照。

関係各位

宝塚市介護保険課長

宝塚市における総合事業通所型サービスの利用回数について

平素は本市の介護保険行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本市では、介護人材不足の緩和等の観点から、令和 7 年度から総合事業を大幅に見直すことになりました。令和 7 年 2 月下旬に総合事業見直し説明会を開催しましたが、そこでお示しした内容のうち、通所型サービスの利用回数について、以下の通り、一部変更することになりましたので、お知らせします。

記

1 見直し経緯

認定更新時における基本チェックリストによる事業対象者への移行において、要支援 2 の被保険者が事業対象者に移行した場合、通所型サービスの利用回数が減少してしまう（週 2 回→週 1 回）。そこで、円滑な事業対象者への移行を促進する観点から、事業対象者の通所型サービスの利用回数を調整する。

2 変更内容

事業対象者の通所型サービスの利用について、週 1 回利用だけでなく、週 2 回の利用を可能とする。

変更前	週 1 回程度：事業対象者、要支援 1、要支援 2 週 2 回程度：要支援 2
変更後	週 1 回程度：事業対象者、要支援 1、要支援 2 週 2 回程度： <u>事業対象者、要支援 2</u>

※今回の変更に伴うサービスコードの改定はありません。最新の総合事業サービスコード表（令和 7 年 4 月）は市ホームページをご確認ください（下記のリンク参照）。
<https://www.city.takarazuka.hyogo.jp/kenkofukushi/kaigohoken/1008583/1059891/1059920/index.html>
※介護予防通所型サービス、通所型サービス A いずれも 月額包括報酬制です。

3 対象となるサービス種別

介護予防通所型サービス、通所型サービス A

※通所型サービス A は、令和 7 年 4 月に新設した一部基準を緩和した半日型デイサービスです。

4 変更日

令和 7 年 6 月 1 日

宝塚市介護保険課	給付担当
電話	0797-77-2136（直通）
F A X	0797-71-1355
<u>m-takarazuka0050@city.takarazuka.lg.jp</u>	

5 指定更新申請・変更届等の手続きについて

事業者は、事業所の名称や所在地などの届出事項に変更があったとき、加算や減算などの介護給付費算定に係る体制に変更があったとき、または事業を廃止、休止しようとするときは、届出が必要です。

届出が必要な事項が発生した場合は、すみやかに届出を行ってください。

(1) 変更届について

変更事由発生後10日以内に手続きをお願いします。

介護支援専門員(ケアマネジャー)の異動があった場合も届出が必要です。

①主に届け出が必要な変更事項(法人)

- ・申請者の名称及び主たる事務所の所在地
- ・代表者の氏名、生年月日、住所、職名
- ・登記事項証明書又は条例等

②主に届け出が必要な変更事項(事業所)

- ・事業所の名称及び所在地
- ・事業所の平面図及び設備の概要
- ・管理者の氏名、生年月日、住所
- ・運営規程

(2) 事業所の廃止、休止、再開の届出

事業所を廃止または休止する場合、**1か月前まで**に届け出てください。

休止していた事業所を再開した場合、**再開後10日以内**に届け出てください。

廃止・休止する場合は、利用者の必要なサービス提供が途切れないう、他の事業所に引き継ぐための十分な準備期間を確保するなど、適切に対応してください。

(3) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

加算を新規で取得する場合や、変更する場合、届出が必要となります。算定に当たっては厚生労働大臣の定める基準に適合しているか十分にご確認のうえ、必要書類をご提出ください。

加算の提出は、算定開始月の前月15日までをお願いします。

15日を超えて提出があった場合の加算の算定開始は、届出のあった月の2か月後からになります。

例: 5月15日までに提出 → 6月1日から算定開始

5月20日に提出 → 7月1日から算定開始

加算の算定要件を満たさなくなった場合や、減算が発生する場合は速やかに届け出を行ってください。

必要書類等は宝塚市ホームページに掲載しています。

「居宅介護支援事業所の変更・廃止・休止・再開の手続き」(ID番号 1025823)

「介護給付費算定に係る体制等に関する届出について(居宅介護支援事業者用)」(ID番号 1025824)

6 その他連絡事項

(1)ケアプランデータ連携システムについて

ケアプランデータ連携システムは、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所間のケアプランのやり取りをオンラインで行うために構築されたシステムです。ケアプランのうち、居宅サービス計画書(第1表・第2表)やサービス提供票(予定・実績(第6表・第7表))を、標準仕様を活用してデータ連携をすることで、文書の受け渡しに要する費用や送付ミスなどのリスクが軽減されます。

令和7年(2025年)6月1日から、ケアプランデータ連携システムのすべての機能を1年間無料で利用できる期間限定の「フリーパスキャンペーン」が実施されます。

公式サイト

詳しいご説明を掲載したサイトをご用意。
使用開始までの手順などを動画つきで解説しています。

ケアプラン データ連携システム
0120-584-708

「ケアプランデータ連携システム」を活用し、
提供票、計画表等の手間だった
紙での受け渡しをかんたんに。

ケアプラン ヘルプデスク 検索

これから導入を検討したい方
すでに導入の手続きをしたい方
サポートをご希望の方

<https://www.careplan-renkei-support.jp/index.html>

電話でのお問い合わせ
TEL 0120-584-708

受付時間 9:00～17:00(土日祝日は除く)
年末年始(12月29日～1月3日)は、お休みさせていただきます。

公式キャラクター
「ケアプー」

(2)メールアドレスの登録について

市からの通知や厚生労働省、兵庫県等からの介護サービスに関する情報を周知するため、市内のすべての事業所にメールアドレスの登録をお願いしています。

新規で登録、または登録アドレスの変更は、下記のアドレスにお送りください。

【宝塚市介護保険課代表アドレス】 m-takarazuka0050@city.takarazuka.lg.jp

- ・登録は法人単位ではなく、サービス事業所ごとをお願いします。
- ・原則、個人アドレスではなく事業所の代表アドレスでの登録をお願いします。

(3)介護保険料滞納者に対する給付制限について

介護保険法では、被保険者間の公平性の観点から、特別な事情なく保険料を納めない被保険者に対して保険給付を制限することが規定されています。滞納期間に応じて、以下の制限措置が適用されます。

(1)支払方法の変更・・・介護保険法第66条

- 1年以上滞納すると、**支払方法の変更(＝償還払い化)**が適用され、介護保険サービス利用時の費用

